

平成 17 年南伊豆町議会第 4 回臨時会会議録目次

第 1 号 (5 月 26 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	4
報第 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	4
報第 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	9
報第 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	11
報第 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	13
報第 6 号及び報第 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	15
報第 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	16
議第 54 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	18
閉議及び閉会宣告.....	20
署名議員.....	21

平成17年南伊豆町議会第4回臨時会

議事日程(第1号)

平成17年5月26日(木)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報第 2号 専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について)
- 日程第 4 報第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 5 報第 4号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 6 報第 5号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 日程第 7 報第 6号 専決処分の承認を求めることについて(静岡県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約)
- 日程第 8 報第 7号 専決処分の承認を求めることについて(静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合同約の一部を変更する規約)
- 日程第 9 報第 8号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 議第54号 監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君

9番 齋藤 要君

10番 渡邊 嘉郎君

11番 石井 福光君

12番 横嶋 隆二君

欠席議員(1名)

3番 鈴木 勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木 史鶴哉君	収入役	碓井 大昭君
総務課長	小島 徳三君	企画調整課長	谷 正君
建設課長	高橋 一成君	産業観光課長	鈴木 博志君
窓口税務課長	外岡 茂徳君	健康福祉課長	高野 馨君
生活環境課長	石井 司君	水道課長	山本 正久君
教育委員会 事務局 長	鈴木 勇君	総務係長	松本 恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 博 主 幹 栗田 忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成17年第4回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

議事に入ります前に、このたびの町長選に当たりまして、鈴木町長が当選されました。これから4年間、行政に頑張っていただくようよろしくお願いいたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） それでは、議事に入ります。

議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

4番議員 谷川 次重 君

6番議員 梅本 和熙 君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会議は5月26日の1日限りと決定いたしました。

報第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 本日は、南伊豆町議会第4回臨時会、ご苦労さまです。よろしくお願い申し上げます。

まず冒頭、このたびの町長就任に当たりまして、さらなる町政進展のため、誠心誠意取り組んでまいり所存であります。議員の皆様のおかれましては、円滑なる行政運営ができますよう格別なるご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

それでは、報第2号の提案理由を申し上げます。報第2号、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が、平成17年3月18日に参議院本会議で可決成立し、3月25日に法律第5号として公布されました。4月1日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるため、3月31日に専決処分をさせていただきましたので、承認をお願いするものであります。

条例改正の詳しい内容につきましては、窓口税務課長より説明させます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） それでは、お手元に配付しました資料により説明させていただきます。

ただいま上程されました報第2号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてのご説明です。

去る3月18日、国会において地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、3月25日に公布されました。この改正に沿って当町でも、3月31日、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、専決処分の手続きをとらせていただきました。

今回の税制改正の趣旨は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成18年度税制改正において行うべき国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを展望しつつ、定率減税を縮減するとともに、所得譲与税による税源移譲等の見直しを実施することとしました。

つきましては、お手元に配付しました説明資料により概要を説明させていただきます。

報第2号の説明資料といたしまして、まず第1に個人住民税関係です。

（1）定率減税の見直し。定率減税を2分の1に縮減する。現行個人住民税所得割額の15%相当額、15%相当額が4万円を超える場合は4万円。改正案といたしまして、個人住民税所得割額の7.5%相当額、7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円。この縮減、増税によって、16年度ベースの試算ですけれども、現在2,400万円くらい減税がされておりますが、約1,200万円の増収を見込んでおります。これは（注）といたしまして、平成18年6月徴収分から実施ということでございます。

所得税における定率減税の見直し。これは参考ということで載せさせていただきました。現行所得税額の20%相当額、20%相当額が25万円を超える場合は25万円。改正案といたしまして、所得税額の10%相当額、10%相当額が12万5,000円を超える場合は12万5,000円。

（注）といたしまして平成18年1月から実施。

（2）といたしまして、人的非課税の見直し。年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する個人住民税の非課税措置を廃止する。

この改正は、平成18年度分以後の個人住民税について適用する。ただし、経過措置として、平成17年1月1日において65歳に達していた者であって、前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、平成18年度分については所得割額及び均等割額の3分の2を減額し、平成19年度分については所得割及び均等割の税額の3分の1を減額し、平成20年度分から全額課税とする。

これにつきましても、おおよその試算をしてみましたけれども、恐らく最終的には1,000万円近い、今現在の所得で増になるものと見込まれます。

(3)といたしまして、給与支払報告書提出対象者の範囲の見直し。給与の支払い者が関係市町村に提出する給与支払い報告書の提出対象者の範囲を、年の途中で退職した者に拡大する。ただし、その者に対する給与支払い額が30万円以下の場合には、提出しないことができることとする。

これにつきましては、いわゆるフリーターの増加ということで、これまで1月1日現在に勤務していなければ報告義務は必要なかった。しかしながら、年途中で退職でも30万円以上の方については、支払報告書の提出を義務づけるということでございます。

(4)といたしまして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例。特定口座を開設する証券業者等に開設される特定管理口座において、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き管理の委託がされている当該株式(以下「特定管理株式」という。)につき、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として、当該特定管理株式を発行した株式会社の清算結了等の事実が発生したときは、当該特定管理株式の譲渡をしたこととみなし、かつ、当該損失の金額として当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができることとする。

これはちょっとわかりにくいですがけれども、特定管理口座と特定管理株式ということで2つの用語が出てきます。特定管理口座というのは、特定口座に保管して保管を委託していた上場株式が価値がなくなった場合、その場合引き続き証券会社に保管を委託するために開設した口座が、いわゆる特定管理口座ということでございます。それが、引き続き同じような形で特定管理口座に預けた株式を特定管理株式と呼ぶというふうな形でご理解いただければ、わかりやすいかと思えます。その場合には譲渡損失とみなすことができるということになりました。

固定資産税関係ですけれども、(1)といたしまして、被災住宅用地の特例措置の充実。

住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土

地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後3年度分まで（現行といたしましては被災2年度分まで）は、災害によって住宅が存じなくなった土地であっても、つまり更地になった土地であっても、当該土地を住宅用地の特例、住宅用地の特例というのは、住宅の敷地の用に供する土地のうち、固定資産税の課税標準を200平米以下の部分については6分の1、200平米を超える部分については3分の1にそれぞれ軽減している制度がございます、それを適用する措置を講ずるということでございます。

それでは、条例第17号をここで開いてください。前から2枚目の下の方の段でございますけれども、附則といたしまして（施行期日）第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号並びに第36条の2第1項及び第3項の改正規定、附則第19条の改正規定、附則第19条の次に1条を加える改正規定、附則第19条の2から附則第19条の5までの改正規定、附則第20条の改正規定（「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める部分を除く）並びに次条第2項から第9項までの規定は、平成18年1月1日から施行する。

その次に出てきます町民税に関する経過措置、いわゆる固定資産税に関する経過措置については、先ほど概要説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

以上が、今回の改正の主なものですが、条例改正に伴う新旧対照表を添付してございます。後ほどごらんいただければと思います。

簡単ですが、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例説明とさせていただきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

2番（清水清一君） 定率減税の見直しがございますけれども、これによって南伊豆町民はどのくらい減税措置になるのか。また、2番も人的非課税の範囲の見直しということで、65歳以上、125万円以下の方々に課税することになった見直しでございます。その125万円以下の方々が、幾らぐらい払うことになるのか。そのことについてお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） ただいま説明させていただいたつもりでございますけれども、定率減税は縮減ということですから、いわゆる2分の1に縮減すると。ただし、これは注と

して平成18年6月徴収分から実施ということで、つまり17年中の所得、来年の予算には反映されるのじゃなかろうかと思っております。

額ですけれども、平成16年度現在で、つまり資料的に17年度がまだまとまっておりません。したがって、平成16年度の減税額で2,444万8,000円ほど減額しておりました。これが単純に約半分になるという解釈をとるしかございません。所得の伸び等々がございませぬけれども、おおよそ約1,200万円ぐらいの増収と見込んでおります。

それから、人的非課税の範囲の見直しですけれども、これにつきましては、老年者控除等々がなくなるよといった中で、やはりこれも16年度の課税状況報告という県へ出す報告書がございませぬけれども、それによってデータをとりました。したがって、所得の伸びあるいは所得が逆に伸びないというようなこともあるでしょうけれども、約1,000万円近くの増収と見込んでおります。対象件数は、16年度現在で508件です。

以上です。

議長（齋藤 要君） 2番、清水清一君。

2番（清水清一君） 今のお話ですと、人的非課税の場合は1人当たり大体2万円になるというふうな計算で私は解釈しましたけれども、それでよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） それは、平均というのはなかなか出ないものですから、いわゆるパーセント相当額、つまり税額によって変わるわけです。だから単純に計算すればそのような形になるかもわかりませぬけれども、ちょっと平均ということはなかなか難しいと、このように理解しております。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これは上級の法改正に基づくものであるということなんですが、今の不況の中で国家財政、地方財政、問題いろいろあるわけですが、全体から見ると、大企業などには、あるいは高額所得者に対しては大幅な減税がされていて、底辺に対する課税が強化されるということであって、そういう点から、こうしたことを行わないで、しかるべき負担ができるところに応能の負担をするべきだという1点を述べてですね、上級法に基づく改正であっても反対の意思を表明したいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、報第2号は承認することに決定いたしました。

報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

平成17年度南伊豆町一般会計補正予算の専決処分につき、提案理由を申し上げます。

本案は、町長の退職申し出により50日以内に町長選挙を執行する必要性が生じたため、選挙

費を緊急に補正する専決処分をさせていただいたものであります。

専決処分した補正の内容につきましては、歳出第2款総務費第4項選挙費に町長選挙に係る経費717万7,000円を追加し、対応する歳入第20款繰越金に717万7,000円を追加したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出42億5,017万7,000円としたものであります。

どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

8番（漆田 修君） これは、今説明がありましたとおり、私としては承認するものでありますが、実は、節の区分の中で職員手当等というものがございまして、これは当日の各開票所の出張であるとか、もしくは夕方開票後の中央公民館でのもろもろの作業等が含まれていると思います。

実は、あるところでは言われたんですが、職員が開票所の方に出るのであれば、その間の代休措置はとれなかったのかという意見が私のところに来たことがあります。この場をかりて、その辺の、新町長の責任ではないのですが、その辺の対応を今後どうするかということも含めて、ちょっとご答弁を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それではお答えいたします。

今回の専決につきましては、町長選ですが、国のあるいは県の選挙にならって執行してあるわけです。

国の選挙につきましては、金額が決められております。職員の時間外というのも基本的にはその原則の中でやるということで、今回食糧費を減らしたり、あるいは手当につきましても、たびたびといたしますが、前回、前々回の選挙等から減らしております。これは町単の事業ですから特にそうしているわけですが、公正を期した安定した選挙ができるようにという意味でやっておりますし、町長選だけ代休でという話も同じ選挙をするのにちょっと整合がとれない。役場の職員がほとんどでございまして、そういった慣例的なものもありますけれども、安全を期したいという意味もありまして、代休とは言いましても6時半から9時、10時になるわけです。その土日をつぶした中での話なものですから、それを代休という形は考えておりません。

以上です。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） これは責めているわけではなくて、たまたま地元民の方からそういう意見が出たので、今後の方向性であるとか、そういうことについての確認をこの場でいたしたかったということです。従来慣例であれば、それはそれでやむを得ないところも私は認めます。

以上です。意見として申し上げたまでです。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第3号は承認することに決定いたしました。

報第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第4号の提案理由について申し上げます。

平成17年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分につきましては、報第5号で詳しく説明をいたしますが、平成17年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分に
対応して行わせていただいたものであります。

内容は、平成16年度老人保健特別会計の医療給付費等に対する負担金の決算見込みで歳入
不足が判明したため、その対応として専決処分を行い、歳入欠陥を平成17年度老人保健特別
会計予算の繰り上げ充用により処分する必要が生じたことに伴い、平成16年度の医療費負担
の精算に係る所要の補正も同時に行ったことから、一般会計も同時に専決処分した次第であ
ります。

専決処分した補正の内容につきましては、平成16年度老人保健医療費の精算により、町費
負担金を返還する必要が生じたので、老人保健特別会計から333万4,000円を平成17年度一般
会計歳入第19款繰入金で受け入れ、歳出につきましては第12款予備費を増額し、歳入歳出そ
れぞれ333万4,000円を追加して、歳入歳出総額を42億5,351万1,000円としたものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求
めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第4号は承認することに決定いたしました。

報第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第5号の提案について申し上げます。

ご承知のように、老人保健特別会計は、社会保険診療報酬支払基金、国、県、町がそれぞれの法定負担率により医療費を負担し運営をしております。

しかしながら、老人保健医療費の推計につきましては、それぞれ団体独自の算定で行っているため、法定負担率どおりに負担金等が交付されていないのが現実であります。平成16年度については、医療費が国、県の推計額より増加したため、それぞれの負担金が過少交付となり、その結果、317万9,000円の歳入不足となりました。

その対応といたしまして、平成17年度老人保健特別会計補正予算（第1号）を専決処分し、新たに繰上充当金を設定し、平成16年度歳入欠陥分を補い支出させていただいたものであります。また、平成16年度の医療費負担の精算に係る所要の補正も同時に行い、歳入歳出それぞれ1,309万3,000円を追加し、歳入歳出総額を13億6,549万9,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、窓口税務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（外岡茂徳君） それでは、平成17年度の南伊豆町老人保健特別会計補正予算

(第1号)について説明させていただきます。

まず、9ページをお開きください。

歳出第2款諸支出金1項償還金、補正額658万円、計658万2,000円、節の方にいきまして償還金利子及び割引料658万円、負担金償還金とするものです。

2項の繰出金333万4,000円、計333万8,000円、繰出金といたしまして333万4,000円、一般会計繰出金とするものです。

次のページをお開きください。

4款繰上充用金1項繰上充用金、補正額317万9,000円、計317万9,000円、補償補填及び賠償金317万9,000円、繰上充用金とするものです。

7ページをお開きください。

歳入でございます。2款国庫支出金1項国庫負担金、補正額1,173万円、計3億9,454万9,000円、1,173万円、過年度分医療費国庫負担金とするものです。

次のページをお開きください。

3款県支出金1項県負担金、補正額136万3,000円、計9,706万8,000円。136万3,000円、過年度分医療費県負担金でございます。

6ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額13億5,240万6,000円、補正額1,309万3,000円、計といたしまして13億6,549万9,000円、補正額の財源内訳といたしましては、特定財源がゼロでございます。一般財源1,309万3,000円とするものです。

以上で、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

議長(齋藤 要君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長(齋藤 要君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(齋藤 要君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第5号は承認することに決定いたしました。

報第6号及び報第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第6号 専決処分の承認を求めることについて、及び報第7号 専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第6号、報第7号の提案理由を申し上げます。

報第6号と報第7号議案は、加入団体の市町村合併によります組合構成団体の変更を行いたいものでございます。一括して提案理由を申し上げます。

平成17年5月5日、金谷町が島田市と合併することにより、両組合を脱退、また関係する一部事務組合名称の変更をするため、両組合同約別表の構成団体の変更の必要が生じました。合併期日が5月5日のため緊急を要するので、両組合同約変更の協議、同意する専決処分を4月28日に行わせていただいたものであります。

どうかご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第6号は承認することに決定いたしました。

採決いたします。

報第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第7号は承認することに決定いたしました。

報第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 報第8号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 報第8号の提案理由につきご説明申し上げます。

本案は、去る3月定例町議会におきまして、平成16年度南伊豆町一般会計補正予算中、第2表繰越明許費としてご承認をいただきました単独道路改良事業及び道路河川等災害復旧事業に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調整させていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものであります。

詳細につきましては、建設課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（高橋一成君） それでは、報第8号 繰越明許費繰越計算書について、説明をさせていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

平成16年度南伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書、7款土木費2項道路橋梁費単独道路改良事業、これは下流区内南崎保育所に至る生活路線、町道大平B線でございます。金額3,670万円、翌年度繰越額3,670万円、左の財源内訳、地方債3,660万円、一般財源10万円。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費道路河川等災害復旧事業、河川21件、道路7件の合計28件でございます。7,110万円、翌年度繰越額7,110万円、財源内訳、国県支出金4,735万7,000円、地方債2,360万円、一般財源14万3,000円、計1億780万円、翌年度繰越額1億780万円。

繰越明許費につきまして、同額で繰越計算書を調整させていただくものでございます。また、梅雨入りの時期を前にして災害復旧事業の状況ですが、河川19件、道路5件は既に完成し、残り河川2件、道路2件につきましても進捗率90%以上になり、5月末完成を目指して取り組んでいるところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第8号 繰越明許費繰越計算書の報告については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、報第8号は承認することに決定いたしました。

議第54号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第54号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、漆田修君の退席を求めます。

〔8番 漆田 修君退席〕

議長（齋藤 要君） 朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第54号 監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方公共団体の財務等に関する事務の執行及び経理に係る事業の管理等を監査するため、地方公共団体に必ず置かなければならない執行機関であります。このたび議員のうちから選任されておりました監査委員が、町長選挙立候補に伴いまして欠員となっております。

ります。平成16年度決算監査を控え、その後任として議案にありますとおり漆田 修議員を選任いたしたく、ここにご提案を申し上げました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論するものもありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第54号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第54号は同意することに決定いたしました。

ただいま監査委員に選任されました漆田修君が議場におりますので、一言お願いいたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 一言ごあいさつ申し上げます。

地方自治体の外部監査制度が叫ばれて以来、まだまだその施行については遅々たるものがございまして。そして、自治体の従来会計原則に基づいた会計監査はもちろんでありますが、近年の行財政改革の波を受けて、業態監査というような動きが全国の自治体に見られております。こういったことは、従来監査の質的な変化が求められているあかしであると私は認識しております。

今般、当局の方からこのような提案を受け、議会承認を賜りましたことは、まことに光栄であります。今後とも、議会の皆さんはもちろんでありますが、当局の幹部の皆様方にもご

指導賜り、より健全な監査を進めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 漆田修君には、監査委員として頑張っていたきたいと思います。

閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

第4回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成17年第4回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 谷 川 次 重

署 名 議 員 梅 本 和 熙